

公益財団法人核物質管理センター

東海保障措置センター

使用施設

平成27年度(第3回)保安検査報告書

平成28年2月

原子力規制委員会

# 目 次

## 1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 保安検査実施者

## 2. 保安検査内容

- (1) 基本検査項目
- (2) 追加検査項目

## 3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 個別検査結果
- (3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

## 4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

## 5. 特記事項等

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成27年11月4日（水）

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官                      安部 英昭

原子力保安検査官                      清水 春雄

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目

① 運転管理の実施状況

② 放射線管理の実施状況

③ 放射性固体廃棄物の保管管理

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「放射性固体廃棄物の保管管理」を検査項目として、資料確認及び聴取等により検査を実施した。

その結果、保安検査で確認した範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

### (2) 個別検査結果

別添2参照

### (3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

なし

## 4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

該当なし

## 5. 特記事項等

なし

### 平成27年度第3回保安検査日程

月 日	11月4日(水)
午 前	●初回会議
	○運転管理の実施状況 ○放射線管理の実施状況
午 後	○放射線管理の実施状況 ○放射性固体廃棄物の保管管理
	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議

\*○：検査項目、●：会議等

## 個別検査結果(1/3)

### 1. 検査実施日

平成27年11月4日

### 2. 検査項目

運転管理の実施状況

### 3. 対象となった保安規定の条文

#### 第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作

第17条 機器操作に係る作業要領等

第18条 保安上特に管理を必要とする設備

第22条 設備・機器の操作

第23条 負圧等の維持

第24条 警報設備の管理

#### 第7章 保守管理

第41条 施設の巡視、点検

#### 第11章 品質保証

第64条 保安上の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善

### 4. 検査結果

グローブボックス等の運転管理について、設備機器の操作上の注意すべき項目に関して、トラブル発生の予防措置という観点から、関連する安全作業要領及びマニュアル等々の必要な見直しをしているか検査した。

分析課長、安全管理課長、検査課長、管理課長は、設備・機器の運転管理について、保安規定、品質保証計画書に従って運転管理を行っていることを、「品質保証計画書」、「平成27年度 業務の計画・評価管理表」、「平成27年度品質保証活動目標」、「作業要領等の策定・改廃時の協議書」等の資料及び聴取により確認した。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ・各課長は、品質保証計画書に従い、平成27年度当初に分析作業管理、保守管理、放射線管理等の年間の業務計画を記載した業務の計画・評価管理表を作成し、東海検査部長の確認、品質保証責任者の審査、所長の承認を得ていること。
- ・分析課では、品質保証活動目標に基づく重点項目として、機器操作に係る作業要領の改訂を取り上げ、センター及び外部機関で発生した不適合事象等を基に、電源ケーブルの使用前点検要領及び異常時の措置要領を、核燃料取扱主務者との協議及び安全委員会の審議を経て、改訂していること。

- ・上記の改訂内容は、電源ケーブルの使用前点検要領に被覆の目視確認を追記したこと、及び異常時の措置要領に異常時として火災、地震等を追記したこと。
- ・作業要領の改訂に際しては、改訂の内容に応じて、保安教育及び課内会議等で周知していること。
- ・職員等は、保安規定第18条(保安上特に管理を必要とする設備)で定めた本体設備及び保安設備の操作について、「フード、グローブボックス取扱いマニュアル」及び「保安設備操作マニュアル」に従い操作を行っていること。
- ・分析課長は、OJT及び確認テスト等により操作技術を習得させていること、並びに「安全管理作業要領」に従い、技量及び経験から技術的能力を有すると認められた者をグローブボックス等の作業従事者に指名し、これ以外の者に操作をさせないこと。
- ・分析課長は、「フード、グローブボックス取扱いマニュアル」に従い、警報装置の設定等により本体設備の負圧を維持していること、並びに1日1回以上の現場巡視点検を行い、異常のないことを確認し、巡視点検記録に記録していること。
- ・保安規定第24条(警報設備の管理)で定めた警報装置について、分析課長は負圧警報及び温度警報の作動条件を、定期的な自主検査で警報設定値を変動させること等により確認している。なお、これまでに警報発報の事例はないこと。
- ・なお、分析課長は負圧警報及び温度警報の作動条件について、検出器等の誤差を考慮して安全側に設定していること。
- ・安全管理課長は、保安設備の負圧維持について、「保安設備操作マニュアル」に従い、排気系統が正常に運転されていることを監視するとともに、1日1回以上、現場巡視点検を行い異常のないことを確認し、巡視点検記録に記録していること。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他 なし

## 個別検査結果(2/3)

### 1. 検査実施日

平成27年11月4日

### 2. 検査項目

放射線管理の実施状況

### 3. 対象となった保安規定の条文

#### 第3章 保安教育

第12条 教育訓練

第13条 その他の放射線業務従事者への教育

#### 第5章 管理区域等の管理

第36条 協力会社等の放射線防護

#### 第6章 放射線測定

第37条 外部放射線に係る線量当量率等の測定

第39条 線量の評価

第40条 放射線測定器の管理

### 4. 検査結果

放射線管理の実施状況については、放射線測定器の定期的な自主検査が実施されているか、また、管理区域内のモニタリングの場所が、汚染のおそれのある場所を踏まえてレビューされているか検査した。

平成27年度の放射線測定器の定期的な自主検査の実施状況について、安全管理課長は安全管理作業要領及び検査要領書に従って実施中であることを、「平成27年度安全管理課 業務の計画・評価管理表」、「平成27年度施設定期自主検査計画書」、「施設定期自主検査記録」等の資料及び聴取により確認した。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ・放射線測定器の定期的な自主検査について、これまでローカルダストサンプリング装置以外をメーカーに外注して検査を実施しており、メーカーの検査要領書をレビューすることにより検査を実施してきた。平成27年度の定期的な自主検査の計画に関して、平成27年度、事業者自らが検査技術の詳細を把握するため、検査要領書を作成することとして計画したこと並びにこの計画に従って「施設定期自主検査要領書」を整備し、検査を実施中であること。
- ・安全管理課長は、定期的な自主検査について、「安全管理作業要領」に従って「管理区域内作業計画書」を作成し、対象機器、検査項目、作業体制、作業工程表、緊急時の連絡体制を明確にし、一般安全チェックリスト、放射線安全チェックリスト

を作成して、検査を実施していること。

- ・ 定期的な自主検査について、保安規定第 13 条(その他の放射線業務従事者への教育)に従って、作業前に外注の作業員に対して放射線業務従事者の教育を実施していること並びに外注の作業員による検査時には職員が現場に立会い、要領書に従って実施していることを確認していること。
- ・ 管理区域内のモニタリング場所のレビュー状況については、開発試験棟について、平成 26 年 11 月に設備の解体撤去が完了したことに伴い、放射性固体廃棄物を移動しており、保管室内での線量当量率が最大となる場所をサーベイして、線量当量率の測定点の見直しを行っていること。

上記のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他 なし



## 個別検査結果(3/3)

### 1. 検査実施日

平成27年11月4日

### 2. 検査項目

放射性固体廃棄物の保管管理

### 3. 対象となった保安規定の条文

第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬

第47条 周辺監視区域外に係る運搬

第9章 放射性廃棄物の管理

第52条 放射性固体廃棄物の廃棄

第53条 放射性廃棄物の処理依頼

### 4. 検査結果

放射性固体廃棄物の保管管理について、必要な安全管理や記録管理等について、保安規定に従って実施しているか検査した。

放射性固体廃棄物について、記録管理の状況及び日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）への運搬状況について、「放射性廃棄物年間処理計画書（平成27年度）」、「放射性廃棄物の受渡しに係る計画・報告書」、「放射性固体・液体廃棄物明細書」、「放射性廃棄物前処理等申込書」等の資料及び聴取により確認した。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ・当該事業所の放射性固体廃棄物は原子力機構へ搬出しており、所長は、平成27年度に搬出する放射性固体廃棄物の種類及び予定数量を、あらかじめ原子力機構へ通知し、原子力機構の了解を得ていること。なお、今回の保安検査を実施した時点で、平成27年度の放射性固体廃棄物の原子力機構への搬出について、まだ実績はないこと。
- ・分析課長は、放射性固体廃棄物の運搬を計画し、運搬の都度、安全管理課長に放射性廃棄物の区分、個数等の確認などを依頼し、また、安全管理課長は原子力機構に対し放射性廃棄物の区分、数量等を説明し、原子力機構の確認を受けた上で、放射性廃棄物の処理を依頼していること。
- ・放射性固体廃棄物の運搬について、分析課長が東海検査部長及び核燃料取扱主務者の同意、並びに所長の承認を得た上で、運搬を実施しており、運搬に当たって、運搬日時、放射性固体廃棄物の数量、運搬体制及び安全対策等について記録及び現場立会いにより確認していること。

- ・放射性固体廃棄物の記録について、分析課長及び安全管理課長は、保安規定並びに原子力機構の放射性廃棄物明細書の様式に従って、不燃性及び可燃性に区分し、放射性廃棄物が発生した施設名、容器番号、放射性廃棄物の内容、主な核種、線量当量率、重量、封入方法、封入年月日を明示していること。

上記のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他

なし